

福井市サービス付き高齢者向け住宅立入検査等実施要領

(目的)

第1条 この要領は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条、福井市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に係る事務処理要綱第11条第2項、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行後におけるサービス付き高齢者向け住宅の管理について(平成24年4月10日付け国住心第19号)の1の(1)の規定に基づき、福井市内のサービス付き高齢者向け住宅に対する定期報告および立入検査を行うにあたり必要な事項を定める。

(定期報告の実施方法)

第2条 定期報告提出の対象となる登録事業者に対して、「サービス付き高齢者向け住宅事業の管理状況報告書の提出について」(様式1)により、通知を行う。

2 登録事業者は、「サービス付き高齢者向け住宅事業の管理状況報告書」(様式2)を毎年7月1日現在の状況について7月15日までに提出するものとする。

3 定期報告の内容確認は、住宅政策課および地域包括ケア推進課の職員が、それぞれの所管事項を分担して行う。

(定期報告に係る是正等の指示)

第3条 定期報告を確認した結果、是正すべき内容があった場合は、速やかに「サービス付き高齢者向け住宅事業に係る是正等の指示について」(様式3)により、登録事業者あて通知する。

(立入検査の実施方法)

第4条 立入検査は、次の各号のとおり行うものとする。

- 一 サービス付き高齢者向け住宅の管理開始日の属する年度の翌々年度
- 二 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録更新日の属する年度の翌年度
- 三 その他、定期報告や通報等により登録内容に疑義が生じた場合

2 立入検査の対象となる登録事業者に対して、「サービス付き高齢者向け住宅の立入検査の実施について」(様式4)により、事前通知を行う。ただし、緊急を要する場合等にはこれによらないことができる。

3 立入検査の検査員は、原則として住宅政策課および地域包括ケア推進課の職員からそれぞれ1名以上により構成するものとする。ただし、緊急を要する場合等にはこれによらないことができる。

4 立入検査にあたっては、「サービス付き高齢者向け住宅事業者立入検査調書」を活用する。

(立入検査の留意事項)

第5条 検査員は、立入検査時に次の各号に留意しなければならない。

- 一 登録住宅への立入検査は、登録住宅および登録住宅職員の正常な業務を妨げないよう努める。
 - 二 登録住宅関係者に、あらかじめ立入検査の趣旨を説明し、登録住宅の理解と協力が得られるよう努める。
- 2 登録事業者または登録事業者から登録住宅の管理もしくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者は、立入検査時に次の各号に協力しなければならない。
- 一 登録住宅および併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設の業務状況の説明
 - 二 帳簿、管理状況書類の開示
 - 三 その他、検査員が求める事項

(報告)

第6条 検査員は、立入検査を実施したときは、速やかに所属長に報告する。

(立入検査に係る是正等の指示)

第7条 立入検査の結果、是正すべき内容があった場合は、速やかに「サービス付き高齢者向け住宅の立入検査結果通知書」(様式5)により、登録事業者あて通知する。

(是正等の報告)

第8条 登録事業者は、第3条または第7条の指示事項について、所要の是正措置を講じるとともに、指示に対する是正結果について、「サービス付き高齢者向け住宅事業の指示に対する是正報告書」(様式6)を提出するものとする。

(報告の手段)

第9条 この要領に定める報告の手段については、電磁的記録又は書面により行うものとし、書面による場合、提出部数は1部とする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。